

# 司法書士への質問状

**回答**

司法書士法人 中央合同事務所  
 浜松市中区中央二丁目12-5  
 司法書士 古橋清二氏



当社は家庭用ガスの販売をしていますが、数千円から数万円の小口の未収金  
 が多数発生しており、回収に苦労しています。中には、ガス料金を払わないま  
 ま転居してしまう方もいらっしゃいます。何かよい方法はないでしょうか？



認定を受けた司法書士であれば貴社に代わってお客様と交渉したり、裁判手続きを代理した  
 りすることが可能です。ガス料金回収のためであれば転居先を調査することも可能です。ど  
 うしても支払っていただけない場合には、少額債権執行の手続きを利用して代理人として強  
 制執行することも可能です。

■勘定合つて、銭足らず

「勘定合つて、銭足らず」ということ  
 わざがあります。これは、損益上は  
 赤字であっても、キャッシュフローが  
 赤字では経営が成り立たないという  
 意味です。売り上げの回収時期と仕  
 入れの支払時期のずれにより資金繰  
 りに苦労することもあるようです  
 が、売り上げが順調であっても代金  
 を回収できないことにより「銭足ら  
 ず」の状態になってしまうことも少な  
 くないようです。

お尋ねのように少額な未収債権を  
 多数抱えている場合には、「数居が高  
 い」というイメージのある弁護士や司  
 法書士に依頼しづらいために未収債  
 権が増え続け、どこかの時点で損金  
 処理せざるを得ないケースが多いよ  
 うです。

しかし、少額な未収債権であつて  
 も司法書士に回収を依頼することが  
 できますので、まずは司法書士に相  
 談してみてください。

■どんな司法書士に  
 相談すればよいか

司法書士は、主に、登記手続きの代  
 理人になるほか、裁判所に提出する書  
 類の作成を業務としています。また、  
 一定の能力があると法務大臣が認定  
 した司法書士（認定司法書士と言わ  
 れています）は、一件あたり140万円  
 以内の売掛金について相手方と直接  
 交渉したり、裁判の代理人になったり  
 することが出来ます。ちなみに、司法

書士は全国で約2万2000名存在  
 していますが、その72%にあたる約  
 1万6000名が認定司法書士です。

■債権回収にかかる費用は

「裁判にはお金がかかる」などと言  
 われます。そのようなイメージから、  
 お尋ねのような少額な未収債権の回  
 収を専門家に依頼するのは躊躇する  
 という気持ちは理解できます。しか  
 しながら、筆者の経験上、代理人であ  
 る司法書士の名前で請求書を送るだ  
 けでも大きな効果があります。この  
 場合の実費は、郵送料だけです。

また、数万円の訴訟を提起する場  
 合に裁判所に納める手数料は、わず  
 か1000円です。

「裁判にお金がかかる」主な原因は、  
 実は、司法書士等に支払う報酬です。  
 しかし、お尋ねのように、同種の債権  
 であり、ある程度件数がまとまるので  
 あれば、事務処理の工夫により低コス  
 トで受任することも検討の余地があ  
 りそうです。報酬は依頼者と司法書  
 士との契約で定めることになりまし  
 てみてはいかがでしょうか。

■顧客の転居先が不明な場合

ガス料金の滞納の原因のひとつに、  
 転居先がわからないという事情もあ  
 るかと思いますが、認定司法書士で  
 あれば、債権回収を前提として住民  
 票の異動の調査することも可能で  
 す。ただし、住民票を異動せずに転

居してしまった場合は、調査が困難と  
 なります。

■少額訴訟・少額債権執行で  
 効率的な回収を

平成10年に導入された少額訴訟  
 は、原則として一日の審理で訴訟を終  
 結させる制度ですが、あまり利用さ  
 れているとは言えない状況にありま  
 す。しかし、認定司法書士が代理人と  
 して少額訴訟手続きの判決を得た場  
 合には、認定司法書士が代理人となっ  
 て強制執行をすることも可能です。

■平素からの管理が肝要

今回は、未収債権の回収に司法書  
 士が役立つことを説明してきました  
 が、できれば、未収債権の発生を防ぎ  
 たいものです。そのためには、料金の  
 滞納には敏感に反応し、滞納額が増  
 える前にお客様と交渉するのがよろ  
 しいかと思えます。また、司法書士へ  
 の依頼も早めに行うことをお奨めい  
 たします。

「司法書士への質問状」に関する  
 詳細、お問い合わせは最寄りの司  
 法書士にご相談ください。

静岡県司法書士会  
 静岡市駿河区稲川 1-1-1  
 TEL.054-289-3700

なお、静岡県司法書士会では、  
 常時電話にてクレジット、サラ金  
 に関する相談を受けておりま  
 す。お気軽にご利用ください。  
 TEL.054-289-3704